

開催します！ 農業講演会

近年、安全・安心な食べ物への関心が高まり、農業・農作物で地元を元気にしようという動きが活発になるなど、地産地消や地域活性化に向けた取り組みが注目されています。

町では、農業の楽しさ、素晴らしさ、大切さやこれからの農業の可能性などを広く知っていただくため、農業講演会を開催します。講師は町のふるさと大使で、ご自身でも野菜の自然栽培に取り組んでいらっしゃる女優の熊谷真実さんです。

※当日は、JAふかや用土農産物直売センターによる農産物の出張販売も行われます。

- ▶日時／5月28日(土)午後2時～(開場1時30分)
- ▶場所／寄居町民ホール
- ▶定員／300人(入場整理券が必要です)
※新型コロナウイルス感染症対策として定員を抑えています。
- ▶演題／「喜び！感動！のある農業～わたしのスローライフ～」
- ▶費用／無料
- ▶申し込み／入場整理券を5月6日(金)から農林課で配布します(1人2枚まで)。配布時間は平日の午前9時～午後5時です。入場整理券はなくなり次第、配布終了となります。



▶講師／熊谷真実さん

☎農林課(☎581・2121内線401・402)

農地を有効活用しましょう！

遊休農地再生利用等支援事業

近年、町内においては耕作や適正な管理がされていない農地が増え、野生鳥獣が人家周辺に出没する要因の一つとなっています。町ではこのような農地の発生防止と解消を図るため、農地に繁茂する草木等の伐根や整地と併せて野菜作りなどを行う「遊休農地再生利用事業」または作付けせずに除草などの保全管理をしている農地に果樹の苗木等を植栽する「保全管理農地利用事業」に取り組む方に対し、費用の一部を補助しています。

- ▶補助対象農地／直近の農業委員会の利用状況調査で、遊休農地、または保全管理農地と判定された農地
- ▶補助対象者／次の要件をすべて満たす方
 - 補助対象農地を所有、または借り入れる方
 - ※借り入れる場合は、法律で定める手続きが完了していること
 - 事業実施後、3年以上の耕作が可能なる方
 - 町税の滞納がない方
- ▶申請手続き／農林課に備え付けてある申請書に必要事項を記入のうえ、添付書類(事業計画書、案内図、見積書の写しなど)と併せて申請してください。申請書は、町公式ホームページからも取得できます。

▶補助対象事業・経費等

事業名	補助対象経費	補助率	補助上限額
遊休農地再生利用事業	① 農地再生 遊休農地を再生するための伐根、障害物除去、深耕、整地、土づくり等	10分の9以内	10万円
	② 後作事業 ①の農地で実施する後作事業に要する野菜の種苗、果樹苗木、枝物、切り花、農薬、肥料、資材等		5万円
保全管理農地利用事業	果樹苗木、枝物・切り花の植栽、緑肥作物種子の播種等	2分の1以内	5アール当たり1万円

※5アール以上のまとまった農地が対象となります。①と②は併せて行ってください。

☎農林課(☎581・2121内線407・408)



募集します！ 「よりの週末有機農業塾」受講生



農業委員会では、農業にこれから取り組みたいと考えている方、農ある暮らし、自給自足的な農業に興味のある方を対象に「よりの週末有機農業塾」を開催します。

- ▶日時／5月上旬～令和5年2月の毎週日曜日 午前9時から3時間程度
- ▶場所／講師が管理する町内の農地
- ▶対象／野菜の有機栽培に興味があり実践してみたい方
- ▶定員／6人(応募者多数の場合は抽選)
- ▶内容／年間15品目程度の野菜の有機栽培体験、町内での有機栽培を実践する農家等の見学など
- ▶費用／5,000円程度(資材代等)
※保険は個人で加入をお願いします。
- ▶申し込み／農林課に備え付けてある申込書に必要事項を記入し、4月22日(金)までに同課へお申し込みください。申込書は町公式ホームページからも取得できます。

☎農業委員会事務局(農林課内☎581・2121内線408)

お知らせ 狩猟免許取得費用の一部を補助します！

町では、野生鳥獣による農作物被害防止および町民の生活環境を保全するため、新たに狩猟免許を取得した方に対して、費用の一部を補助します。

- ▶対象／次の①、②の要件を満たす方
 - ①町内に住所を有し、新たに狩猟免許を取得した方
 - ②町が実施する野生鳥獣駆除事業に従事する意思のある方
- ▶補助対象免許／○わな猟免許 ○第一種銃猟免許 ○第二種銃猟免許
- ▶補助対象費用／①狩猟免許講習教材費 ②狩猟免許申請手数料 ③狩猟免許申請に係る診断書費用 ④申請用写真代
※狩猟免許の再取得、更新等は補助対象外です。
- ▶補助率／免許取得に要した費用の2分の1以内(上限6,000円)
- ▶申請手続き／狩猟免許の取得後に、補助金交付申請書をご提出ください。添付書類等の詳細はお問い合わせください。免許取得後は、寄居猟友会への加入をお願いします。
※予算額に達した時点で受付終了となります。

☎農林課(☎581・2121内線403)

お知らせ 電気柵等の購入費用の一部を補助します！

町では、野生鳥獣による農作物被害を未然に防止するため、農業者等が実施する防除対策事業に対して、費用の一部を補助します。



- ▶対象／次の①、②の要件を満たす方
 - ①町内に住所を有し、町内の農地等に電気柵や防護柵を設置する農業者の方
 - ②町内に住所を有し、野生鳥獣が近づきにくい環境づくりを実施する農家集団等
- ▶補助対象費用／①電気柵や防護柵の購入費用 ②野生鳥獣が近づきにくい環境づくり(山林の下刈り、荒廃農地の整備等)に要する費用(燃料・消耗品代、機器購入費および使用料)
- ▶補助率／事業に要する費用の2分の1以内(上限3万円、100円未満切り捨て)
- ▶申請手続き／事業実施前に、補助金交付申請書の提出が必要です。詳細はお問い合わせください。
※予算額に達した時点で受付終了となります。

☎農林課(☎581・2121内線402)